

BOOK データ ASP サービス 利用規定〈大学図書館向け〉

1. 定義

- ・「BOOK データ ASP サービス」（以下「本サービス」という）とは、ISBN をキーとして図書館 OPAC の検索結果にリアルタイムで「BOOK データ」を表示させる有償の Web サービスです。
- ・「BOOK データ」とは、①「BOOK」データベースに収録されている目次・内容情報、②「BOOK 画像情報」、③「BOOK 著者紹介情報」から構成されます。
- ・「利用者」とは、利用規定の内容を承諾の上、本サービスの利用を申込み、弊社が本サービスの利用を承認した方をいいます。

2. 利用契約

- ・本サービスの利用契約は、所定の申込書に必要事項を記入の上、日外アソシエーツ（以下「弊社」という）又は弊社販売代理店（以下「代理店」という）までお申し込みいただき、弊社からアクセス権を交付することにより成立するものとします。

3. 利用規定の適用範囲および変更

- ・利用規定は、本サービスをご利用いただく際の、弊社と利用者との一切の關係に適用します。
- ・弊社は、利用者に事前の通知をすることなく、利用規定を変更することがあります。

4. 契約期間

- ・契約締結日より1年間とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、同一条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

5. 利用許諾

- ・本サービスは、インターネット接続でのみご利用いただけます。
- ・利用者の図書館システムの OPAC 上に BOOK データを表示することを許諾します。
- ・基本的に利用者が所蔵する図書に限り、OPAC の検索結果として、BOOK データを表示させることができます。
- ・別途申込みをすることにより、ディスカバリーサービスのローカル OPAC 検索結果に表示したり、ディスカバリーサービスや次世代 OPAC 搭載の全ての検索結果に対して表示することを認めます。

6. 目的外利用の禁止

- ・利用者の業務用 OPAC に BOOK データを取り込んで利用することはできません。
- ・弊社の事前の書面による承諾なく、BOOK データを複製、蓄積、翻案、翻訳、出版、販売、送信、貸与、配布および改変するなど、著作者および著作権者の権利を侵すような利用はできません。
- ・BOOK データを電子的媒体へ複製し、データを電子メールで送信したり、OPAC 表示以外にインターネット上で公開・開示することはできません。
- ・利用者は、プログラムを使って BOOK データの自動取得（クローリング）を行うことはできません。

7. 利用料金

- ・本サービスをご利用いただくにあたり、別途定める料金を弊社または代理店の指定する方法によりお支払いいただけます。
- ・弊社は、利用料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。利用者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続で支払うものとします。但し、料金改定の場合、弊社は利用者に対し相当な手段で事前に通知するものとします。なお、契約期間中に料金改定が行われた場合は、次の契約更新時からの適用となります。
- ・利用者から弊社に支払われた本サービスに関する一切の料金などの金員は、いかなる理由といえども返還することを要しないものとします。

8. 利用料金のお支払い

- ・利用料金は、原則として契約開始または更新月の月末までに1年分を一括してお支払いいただきます。

9. 本サービスの保守

- ・弊社は、本サービスの稼動状態を良好に保つために、利用者に事前の通知をしないで本サービスの運用を一時停止のうえ、保守点検を行う場合があります。
- ・上記および不測の事故などの止むを得ない事由により、本サービス提供の遅延または中断などが発生しても、弊社は責任を負わないものとします。

10. 権利の帰属

- ・BOOK データのうち、目次・内容情報の著作権は、株式

会社トーハン、日本出版販売株式会社、株式会社 紀伊國屋書店、弊社に帰属します。それ以外の BOOK データの権利は、弊社に帰属します。

11. 免責事項

- ・ 弊社は、利用者に事前に通知をすることにより、本サービスの内容の追加および改変をすることができます。
- ・ BOOK データの内容は、その正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- ・ BOOK データを利用した結果、利用者または第三者に、直接または間接に損害が生じた場合でも、弊社は損害賠償の責めを負わないものとします。

12. 契約の終了および解約

- ・ 利用者が契約の終了を希望される際には、契約満了日の1ヶ月前までに、書面により弊社または代理店に届け出下さい。この場合、契約満了日にアクセス権を失効させます。
- ・ 利用者が契約の解約を希望される際には、解約希望月の1ヶ月前までに、書面により弊社または代理店に届け出下さい。この場合、解約希望日にアクセス権を失効させます。
- ・ 解約により、支払い済み年間利用料金は、一切払い戻しいたしません。

13. 契約の解除

- ・ 利用者が次の各号の一つにでも該当する場合、弊社は、当該利用者のアクセス権を失効させ、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - 1) 利用者が、本規定の条項に違反した場合。
 - 2) 利用料金などの支払債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。
- ・ 契約解除を行う場合、支払い済み年間利用料金は、一切払い戻しいたしません。

14. 変更の届け出

- ・ 利用者は、申込書に記載した内容に変更があった場合には、速やかに弊社または代理店に届け出て下さい。

15. 協議

- ・ 本契約に定めのない事項については、利用者、代理店、弊社は誠意を持って協議により解決するものとします。

2016年10月1日改訂

2014年11月1日改訂

2013年4月1日改訂

2012年4月1日作成

無断改変を禁ず

日外アソシエーツ株式会社